令和5年(行ウ)第312号 伐採許可処分取消等請求事件

原告 大澤 暁 外4名

被 告 新宿区(処分行政庁:新宿区長)

令和5年11月6日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御 中

原告竹内昌義

私は、令和5年(行ウ)第312号伐採許可処分取消等請求事件件の原告本人として、次のとおり意見を陳述します。

〈外苑の森は誰のものか〉

現在の所有形態に関わらず、都民及び国民全体のものである。

外苑の森は、明治天皇と昭憲皇太后を偲んで、全国の国民の献木から作られ、都市の緑として、100年あまりの歳月を重ね、育ってきているものである。植え替えを三井不動産は主張しているが、植え替えれば良いというものではない。今までの蓄積が都民あるいは国民にもたらした便益と歴史的価値は都市の景観ととともに都民、国民にとっての歴史的価値となっている。植え替え自体が適切に行われた事実はなく、伐採に対する詭弁ですらある。この植栽の価値をどう評価するかが大きなテーマであり、国民的な関心事である。この都市景観は都民及び国民の共有の財産である。

また、文科省と明治神宮は1952年1月に以下の取り決めが受け入れたことで現在 の所有形態になっている。

- ① 国民が公平に使用できること
- ② アマチュアスポーツの趣旨に則り、使用料、入場料を低廉に設定すること
- ③ 施設を絶えず経費の見通しがあること
- ④ 民主的運営をすること

明治神宮の受け入れた譲渡4条件のうち、①、④に抵触していると考えられ、不適切に運営されるのであれば、所管を文部省に戻し、さらに適切に運用されるべきである。

〈手続きの違法性について〉

風致地区として保全されるべき緑に対して、行政が民主的ではない方法で規制を 緩和するの民主主義として問題である。規制緩和の妥当性は、行政の運営上の大き な変更であり、本来は議会にて協議、採決されるべきものである。議会の手続きが 行われていない現在の状態が問題である。

〈現代の多くの都市での緑は決して減らさず、一本でも多くの木を増やすべきもの 〉

都市における緑は長い年月がかかって育まれているもので、安易に伐採するもの

ではない。

2020年10月、日本は2050年に脱炭素社会とすると宣言した。このことで、脱炭素に向かわない、樹木の伐採を行うことは慎重に議論される必要がある。

米国ニューヨークでは、2007年ブルームバーグ市長が市内に100万本の木を受けるプロジェクトをスタートさせた。これに続いて、ボストンやLAなどアメリカの大都市、中規模都市でも同様の植林キャンペーンが進んでいる。

また、ヨーロッパでも同様の流れがある。パリではアンヌ・イタルゴ市長が2026年までに17万本以上の木を植え、2030年までに市内の50%以上の土地を植樹地で覆うことを約束している。現在の最先端の都市計画では、緑を増すことはあっても、減じることはない。

また、開発を進める三井不動産は、企業の理念として「生物多様性方針」を出しているが、外苑の再開発はとてもそれに準拠していない。このような企業の方針はダブルスタンダードであり、グリーンウォシュと言わざるをえない。企業としての主張が果たして、裁判できちんと評価すべきものたり得るかの一貫性があるのか、きちんと検証されるべきだと考える。



パリ シャンゼリゼの緑化↑